

居宅療養管理指導 基本報酬①

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）

		< 現行 >		< 改定後 >
○医師が行う場合				
(1) 居宅療養管理指導 (I) (II 以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人	514単位		515単位
	単一建物居住者が2～9人	486単位		487単位
	単一建物居住者が10人以上	445単位		446単位
(2) 居宅療養管理指導 (II) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人	298単位		299単位
	単一建物居住者が2～9人	286単位		287単位
	単一建物居住者が10人以上	259単位		260単位
○歯科医師が行う場合				
	単一建物居住者が1人	516単位		517単位
	単一建物居住者が2～9人	486単位		487単位
	単一建物居住者が10人以上	440単位		441単位
○薬剤師が行う場合				
(1) 病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人	565単位		566単位
	単一建物居住者が2～9人	416単位		417単位
	単一建物居住者が10人以上	379単位		380単位
(2) 薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人	517単位		518単位
	単一建物居住者が2～9人	378単位		379単位
	単一建物居住者が10人以上	341単位		342単位
	情報通信機器を用いて行う場合	45単位		46単位

居宅療養管理指導 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）

○管理栄養士が行う場合		< 現行 >		< 改定後 >
(1) 当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	544単位		545単位
	単一建物居住者が2～9人	486単位		487単位
	単一建物居住者が10人以上	443単位		444単位
(2) 当該事業所以外の管理栄養士	単一建物居住者が1人	524単位		525単位
	単一建物居住者が2～9人	466単位		467単位
	単一建物居住者が10人以上	423単位		424単位
○歯科衛生士が行う場合		< 改定後 >		< 改定後 >
	単一建物居住者が1人	361単位		362単位
	単一建物居住者が2～9人	325単位		326単位
	単一建物居住者が10人以上	294単位		295単位